

川崎市都市計画マスタープラン改定支援業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、本市が策定した都市計画法第 18 条の 2 の規定に基づく市町村の都市計画に関する基本方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）について、社会経済情勢の変化、都市計画を取り巻く環境の変化、上位計画である「川崎市総合計画」及び都市計画法第 6 条の 2 の規定に基づき定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や、「川崎市立地適正化計画」等の関連計画の改定等内容を反映した機動的かつ適応力のある計画に見直すとともに、市民等が川崎市に愛着を持つことができ、まちづくりの方向性に共感できるものとして広く活用されるよう、創意工夫を凝らした都市計画マスタープランとして改定案をとりまとめることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

川崎市都市計画マスタープラン改定支援業務委託

(2) 業務目的・内容

「川崎市都市計画マスタープラン改定支援業務委託 仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和 10 年 3 月 15 日まで

(4) 履行場所

川崎市内

(5) 提案上限額

2 か年合計：26,015,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

令和 8 年度：15,515,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

令和 9 年度：10,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

※金額は契約時の予定金額を示すものではなく、上限額を示すものである。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

(1) 法人であること

(2) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(4) 令和 7、8 年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「建設コンサルタント」、種目「都市計画及び地方計画部門」に登録されていること（参加申し込み時点で業者登録中（申請中を含む）である場合、契約までに業者登録されることを条件に、参加資格を満たしているものとして扱う。）

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がない者であること

- (6) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有しない者であること
- (7) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること
- (8) 人口 20 万人以上の市区において、直近 5 年以内に都市計画マスタープランに関連する計画策定・改定等の業務を受託し、履行完了実績を有する者であること

4 スケジュール

内容	期間
実施の公表、公告	令和 8 年 5 月 27 日（水）
質問受付期間	令和 8 年 5 月 27 日（水）から同年 6 月 1 日（月）まで
質問回答の送付	令和 8 年 6 月 4 日（木）を予定
参加意向申出書の提出締切日	令和 8 年 6 月 8 日（月）
提案資格要件の確認通知	令和 8 年 6 月 11 日（木）を予定
企画提案書類の提出締切日	令和 8 年 6 月 25 日（木）
プロポーザル評価委員会	令和 8 年 7 月 3 日（金）午前を予定
審査結果通知	令和 8 年 7 月中旬を予定
契約締結	令和 8 年 7 月下旬を予定

5 担当部署

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

住 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 川崎市役所本庁舎 19 階

電 話：044-200-2713

E-mail：50tosike@city.kawasaki.jp

6 参加申込等に関する手続き及び書類

(1) 質問の受付

受付期間	令和 8 年 5 月 27 日（水）から同年 6 月 1 日（月）まで
提出方法	質問書（様式 5）に必要事項を記載の上、持参、郵送又は電子メールにより提出 ※郵送の場合は受付期限内に必着 ※電話又は口頭による質問は受け付けない
回答日	令和 8 年 6 月 4 日（木）を予定
回答方法	下記の市ホームページで公表する。 < https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/500/0000187097.html >
提出先	「5 担当部署」あて

(2) 参加意向申出書の提出

提出締切	令和8年6月8日(月)まで
提出資料	次の書類を1部ずつ提出 ア 参加意向申出書(様式1) イ 誓約書(様式2) ウ 事業者概要調書(様式3) エ 関連業務の実績一覧表(様式4) オ 関連業務の実績を証する契約書の写し等
提出方法	次のいずれかの方法にて提出 持参の場合: 受付時間 午前8時30分~午後5時15分 ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)を除く。 郵送の場合: 令和8年6月8日(月)までに必着
提出先	「5 担当部署」あて

(3) 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書を提出した事業者に対して、資格の有無を確認後、電子メールにより「提案資格確認結果通知書」を送付する。

(4) 企画提案書類の提出

提出締切	令和8年6月25日(木)まで
提出資料	ア 企画提案書 (ア) 事業目的の理解度 (イ) 企画力及び実行力 (ウ) 実施体制 (エ) 業務実績 イ 見積書
留意事項	ア 提案書は1者1提案とし、2以上の提案書が提出された場合は失格とする イ 提案書の内容は、別紙「提案書評価項目及び評価基準」の評価項目ごとに作成するとともに、簡潔かつ図等の活用により分かりやすい内容とすること (A4横、15枚以下) ウ 作成にあたっては社名がわからないようにすること
企画提案書類の取扱等	ア 提出後、提案書類の差し替え、変更及び追加は認めない イ 企画提案書類の提出後、本市が必要であると判断した場合は、補足資料を求められることがある ウ 企画提案書類の作成に係る費用及びヒアリング実施に係る費用は提案者の負担とする
提出方法	電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法にて提出 ※持参又は郵送の場合は電子データ一式(PDF形式)をまとめた電子媒体(CD-R等)1部を提出すること

	<p>電子メールの場合：令和8年6月25日17時必着</p> <p>データ容量が大きい場合、本市指定のオンラインストレージによるデータ提出も可とする。(その旨を連絡すること。)</p> <p>持参の場合：受付時間 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>ただし、閉庁日(土曜日、日曜日及び祝日)を除く。</p> <p>郵送の場合：令和8年6月25日(木)までに必着</p>
提出先	「5 担当部署」あて

(5) ヒアリング審査

実施日	令和8年7月3日(金) 午前を予定
会場	川崎市役所本庁舎19階まちづくり局会議室を予定
審査方法	<p>審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎市都市計画マスタープラン改定支援業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。ただし、提案者が6者以上の場合は、事前書類審査を行い、上位5者のみ評価委員会にて審査・評価を行うことができるものとする。なお、事前書類審査を行わなかった場合は通知しない。</p>
提案書評価項目及び評価基準	別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおり
留意事項	<p>ア 実施日時や実施方法の詳細は、提案者まで連絡する</p> <p>イ 説明15分、質疑10分程度を想定</p> <p>ウ 説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示して実施する</p> <p>エ 出席者は最大5名とし、提案内容について網羅的に説明し、質疑応答に対応できる人員を配置すること</p>

(6) 受託候補者の特定

- ア 評価委員会での審査の結果、最高得点の提案書等を提出した者を受託候補者として特定する
- イ 最高得点者が2者以上あった場合は、次の順で選定する
 - (ア) 「提案書評価項目及び評価基準」の評価項目「2 企画力及び実行力」が最も高い点数の者
 - (イ) 見積書の額が最も安い者
- ウ 上記イで決定しない場合は評価委員会での協議の上、受託候補者を特定する
- エ 最高得点者が辞退その他の理由で契約交渉ができない場合は、次点の者を受託候補者とする

(7) 審査結果の通知、公表

通知日	令和8年7月中旬を予定
通知方法	<p>審査結果は、全ての提案者に電子メールにより通知するとともに、下記の市ホームページで公表する。</p> <p><https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/500/0000187097.html></p>

7 応募の辞退

参加意向申出書を提出した後に、参加を辞退される場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、持参、郵送又は電子メールにより辞退届(様式6)を提出すること。

8 企画提案書の内容

企画提案書は、別紙評価基準の項目ごとに作成するものとし、仕様書に記載されている内容を踏まえた提案とすること。特に、以下の内容については必ず記載すること。

改定骨子案及び改定案のとりまとめ関連	改定の視点に対して、市民への納得感や興味を得られるような表現・メリット等の分析及び記載について
都市マスの効果的な周知・運用関連	策定したプランを多くの市民へ浸透させる周知や定住・転入・投資を呼びこむような発信方法について

9 提出資格の喪失

次の掲げるいずれかに該当する場合は、提案資格を喪失する。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しない場合
- (4) 見積書が提案上限額を超過した場合
- (5) 談合その他不正行為があった場合

10 その他

- (1) 提案者から提出された書類等については、理由の如何に関わらず返却しない
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 契約保証金の納付については、川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）による
- (5) 川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できる
- (6) 審査結果の通知後、仕様書の内容について協議の上、選定された事業者と契約を締結する